認定に伴う注意事項(30年度)

平成30年3月7日

放射線業務従事者の認定を受けるにあたっては、以下の表の通り教育訓練を受けていただく必要があります。特に以下の2点を注意して、受講してください。

- ① X線装置のみを使用する場合であっても、新規の者は第2回の教育訓練の全日(午前・午後)を受講する必要があります。
 - ② 共同利用等で学外放射線事業所で放射線業務に従事する予定のある者は、 放射線障害防止法に基づいて行われる教育訓練を必ず受講して下さい。

【新規·継続·復活認定条件】

区分			第1回・特別回 教育訓練 (繼・後話) 午前		第 2 回 教育訓練 (親·繼·(版) 午前 午後		特別 健康 診断
30年度本学に在籍して、 本学及び他の事業所で放 射線業務に従事する者。	前認定無	新規	Δ		Δ	0	0
	前認定有	継続	Δ		Δ	×	0
		復活	\triangle		Δ	×	\circ
他の事業所で従事者認定を受けている者であって、30年度に本学で放射線業務に従事する者。 (本学での教育訓練も受ける必要があります。)	本学の	新規	Δ		Δ	×	×
		継続	Δ		Δ	×	×
	本学の 前認定有	復活	Δ		Δ	×	×

- 1) \bigcirc : 必修 \triangle : いずれか1つを選択 \times : 選択不可
- 2) 前認定有:首都大学東京又は他の事業所での放射線業務従事経験者
- 3) 前認定無:放射線業務に従事した経験がない者
- 4)継続:平成29年度に本学の放射線業務従事認定者であった者
- 5) 復 活:過去に放射線業務従事者であった者
- 6)他の事業所で今までに放射線業務従事者として認定されていた者が、継続・復活を希望する場合には、前任地、本務先での業務従事者認定証明証(被ばく歴と健康診断の記載のあるもの)が必要です。教育訓練前日までに放射線管理室に連絡し、書類を提出して下さい。

【新規認定条件】

新規の放射線業務従事者の認定については、第2回教育訓練全日(午前・午後)の受講と特別健診の受講が絶対条件です。ただし、受講できない場合には、以下の教育訓練の受講パターンがあります。

	第1回教育訓練 特別回		第2回教	效育訓練	放射線実験	学外での 教育訓練	
	午前		午前	午後	単位修得	履修予定	3.4 FJ H/1/1/1/4
基本			0	0			
1)	Δ		Δ	0			
2			0		0		
3	0				0		
4			0			○ ※ 2	
5	0					○ ※ 2	
6	Δ		Δ		Δ		○ ※ 3

○:必修 △:いずれか1つを選択

※1: 首都大学東京南大沢キャンパス放射線障害予防規程第28条第3項

(夏期集中授業)

※2:受講確認後に認定。(8月中旬予定)

※3:受講修了証を確認後に認定。(ただし、本学放射線障害予防規程についての

受講が必要)